

都道府県公害審査会の動き (令和5年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
栃木県 令和5年(調)第1号事件	岩石採取場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	R5.4.3
埼玉県 令和5年(調)第2号事件	市道騒音・振動被害防止請求事件	R5.4.10
広島県 令和5年(調)第2号事件	認定こども園からの騒音被害防止請求事件	R5.4.14
京都府 令和5年(調)第1号事件	焼却排煙による悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R5.4.20
山梨県 令和5年(調)第2号事件	宿泊施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件	R5.5.10
埼玉県 令和5年(調)第3号事件	飲食店からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R5.6.12
大阪府 令和5年(調)第1号事件	鉄軌道騒音・振動被害防止請求事件	R5.6.19
神奈川県 令和5年(調)第1号事件	近隣家屋解体工事振動等被害損害賠償請求事件	R5.6.20
大阪府 令和5年(調)第2号事件	金属加工工場粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R5.6.22
奈良県 令和5年(調)第3号事件	非鉄金属卸売事業の差止め及び農地等から検出された 重金属除去請求事件	R5.6.27

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 令和4年(調)第1号事件 [特別養護老人ホーム空調整備からの騒音防止等請求事件]	栃木県 住民1人	社会福祉法人	令和4年9月15日受付 (1)被申請人は、室外機を移動する、運転を抑制するなどして、被申請人の特別養護老人ホームからの騒音を低減すること。(2)上記措置を取らない場合、令和5年3月末日までに、特別養護老人ホームを現所在地から移転すること。	令和5年4月11日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
埼玉県 令和5年(調)第1号 [ヒートポンプ式温水暖房機からの低周波音等の騒音・振動被害防止請求事件]	埼玉県 住民1人	建設会社	令和5年2月1日受付 (1)被申請人は、エコキュートのヒートポンプを東側から北側若しくは西側の道路に面した場所へ移設し、低周波等の騒音振動が申請人宅に届かないように対策を講じなければならない。(2)被申請人は、エコキュートのヒートポンプの移設ができない場合には、エコキュートの代わりに電気温水器を設置しなければならない。	令和5年5月29日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
神奈川県 令和4年(調)第4号事件 [近隣工場からの騒音等防止請求事件]	神奈川県 住民1人	飲料製造会社	令和4年10月7日受付 夜間の機械稼働停止、設備機器配管配置変更、騒音・振動等防止の緩衝帯設置	令和5年5月22日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和元年(調)第5号事件 [建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件]	愛知県 住民1人	不動産関係者 建設会社市(代表者市長)	令和元年12月10日受付 (1)被申請人Aは、不動産仲立人であるが、B建設と共謀の上、申請人に対し、養魚池の跡地を畑に造成のためと称して、道路面よりも低いレベル	令和5年5月11日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>での残土搬入を承諾させ、建設業者や残土処理業者をして、残土の搬入をさせ、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(2)被申請人C建設は、D市新庁舎の建設を受注したE建設から残土処理の第一次下請けをし、被申請人F建材は第二次下請けをして、D市新庁舎の建設現場から発生した残土を本件土地に搬入した、(3)被申請人G市は、G市保育園の関連工事で排出される残土を、被申請人H建設をして本件土地に搬入した、(4)本件残土は、無秩序に堆積されており、大雨や豪雨により崩壊するおそれがあり、かくては、隣接する農業用排水路の水質を汚染するおそれや隣接農地の土壌を汚染するおそれがあるため、早急な撤去が必要である。不法堆積された残土の発生元や搬入業者など、不法な堆積に関与した業者や個人は、搬入した残土の量に応じた撤去義務があり、あるいは、撤去費用を負担すべき義務がある、(5)アメリカのスーパーファンド法によれば、土壌汚染地の浄化に関しては、現在の施設所有・管理者だけでなく、有害物質が処分された当時の所有・管理者、有害物質の発生者、有害物質の輸送業者や融資金融機関まで、広範囲に浄化の費用負担を負うとされている。我が国においても、廃棄物処理法において、排出者責任があり、廃棄物処理業者に委託したことで排出者責任は切断されない法理が確立している。残土については、有害物質を含まない限り、廃棄物には該当しないと解するのが一般的であるが、残土が不要物であること、市場性がなく有償での引</p>	<p>終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>取り手がないものであることは疑いのない事実であり、不要物における排出者責任は免れないものであるし、申請人の土地の所有権を大量の残土の不法堆積で侵害している者が、残土の撤去義務ないしは撤去費用を負担する義務があることも当然である。よって、(1)被申請人Aは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(2)被申請人C建設は、E建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(3)被申請人F建材は、E建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(4)被申請人G市と被申請人H建設は、共同して、G市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。</p>	
<p>大阪府 令和4年(調)第 1号事件</p> <p>[家庭用ヒートポンプ給湯器騒音等被害事件]</p>	<p>大阪府 住民1人</p>	<p>大阪府 住民1人</p>	<p>令和4年2月16日受付</p> <p>令和元年4月、申請人宅の隣に被申請人宅が建設され、エアコンの室外機2台と家庭用ヒートポンプ給湯器が申請人宅寝室の横に設置された。被申請人宅の換気扇、エアコンの室外機、ヒートポンプから不定期に発生する音で眠れなくなり、またヒートポンプが強く作動する際の運転音により圧迫感等の不快な症状が出るようになった。それを被申請人に伝えたが、何の対策も講じず、交渉を拒否する旨の手紙が投函され、決裂状態になったため、本調停に及んだものである。よって、家庭用ヒートポンプ給湯器の撤去を</p>	<p>令和5年4月28日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			求める。	
広島県 令和2年(調)第 1号事件 [鉄鋼会社からの 大気汚染被害防 止請求事件]	酒類販売 会社	鉄鋼会社	令和2年1月14日受付 被申請人の製鉄所が鉱質物の粉じんを外部に飛散させたことにより、大気汚染が生じ、これにより、申請人の設置した太陽光パネルに粉じんが固着して、太陽光パネルの機能低下及び売電収入の減少という被害が生じた。よって、被申請人は、申請人に対し、833万3,000円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払うこと。	令和5年5月15日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
広島県 令和4年(調)第 1号事件 [鉄道騒音被害防 止請求事件]	広島県 住民1人	広島県 知事	令和4年7月11日受付 被申請人の事業活動（A地区連続立体交差事業）による用地買収により、鉄道と上記被害発生地域の間にあった防音壁のような役割を果たしていた住宅群が無くなり、被害発生地域において鉄道騒音により生活環境に係る被害が生じているため。よって、被申請人は、防音壁の設置、その他の防音対策により、鉄道騒音の被害が発生しないようにすること。	令和5年6月28日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和5年4月1日から令和5年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちようせい

第114号 令和5年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。